○池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成１９年２月１日制定
平成２０年２月１日一部改正
平成２０年４月１日一部改正
平成２０年１０月２１日一部改正
平成２１年６月１１日一部改正
平成２３年２月１０日一部改正
平成２４年１月１１日一部改正
平成３１年３月１日一部改正
令和４年４月１日一部改正
令和５年４月１日一部改正
令和６年４月１日一部改正
令和７年４月１日一部改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田町（以下「町」という。）が町資産に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　広告の掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告媒体）

第３条　広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

（１）町広報紙
（２）町公式ホームページ
（３）町ごみ分別ガイド

（掲載できる団体等）

第４条　広告を掲載することができる団体等は、次のとおりとする。

（１）法人その他の団体及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの及び弁護士法〔昭和２４年法律第２０５号〕、税理士法〔昭和２６年法律第２３７号〕、社会保険労務士法〔昭和４３年法律第８９号〕、行政書士法〔昭和２６年法律第４号〕その他法令の規定により、二以上の事務所を設けることができないとされる町内に住所を有する個人事業主
（２）前号のほか町長が特に認めるもの

（掲載の範囲）

第５条　掲載することができる広告（第３条第２号の広告媒体にあっては、当該広告から直接に接続することができるホームページの内容を含む。）は、町民生活に関連

したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
（１）町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
（２）法令等に違反し、又は抵触するおそれがあると判断されるもの
（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に関するもの
（４）貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの
（５）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告（第３条第１号及び第２号の広告媒体にあっては、別に町長が定めるものを除く）その他これらに類するもの
（６）公序良俗に反するおそれがあるもの
（７）虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
（８）町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
（９）内容又は責任の所在が不明確なもの
（10）その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの
２　前項に規定する広告の内容、その他の広告掲載に係る基準は別に定める。

（広告の規格等）
第６条　広告の規格、枠数、掲載期間、掲載料、作成方法等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

（掲載希望者の公募）
第７条　町長は、町広報紙、町公式ホームページその他の方法により広告の掲載希望者を公募するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、町長は、第４条に該当するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

（掲載の申込み）
第８条　広告を掲載しようとするものは、町長が別に定める日までに、池田町有料広告掲載申込書（別記様式第１号）に掲載しようとする広告案を添えて、町長に申し込むものとする。
２　広告代理店等が広告主から委任を受け掲載の申し込みを行うときは、池田町有料広告掲載にかかる委任状（別記様式第６号）を添えて申し込むものとする。
３　前項の申し込みを行うものは、この要綱及び該当する各要領に規定する広告主として適用するものとする。

（掲載の決定）
第９条　町長は、前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、次条に規定する池田町広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

２　前項の規定により広告掲載の可否の決定を行う場合において、同一の広告の募集枠に、第４条に規定する掲載の優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、町長が別に定める順序及び方法により決定するものとする。
３　町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その旨を池田町有料広告掲載決定通知書（別記様式第２号）により申込者に通知するものとする。
４　前項の規定により広告掲載を可とする決定（以下「掲載決定」という。）を受けたもの（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

（委員会）

第１０条　広告掲載の可否の決定に当たり必要な審査を行うため、池田町広告選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の委員は、副町長、総務課長、企画財政課長、地域振興課長及び教育課長をもって充てるものとし、委員長は、副町長をもって充てる。
３　委員会の庶務は、総務課情報防災係において処理する。

（委員会の会議等）

第１１条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載の申込みがあった場合に、委員長がこれを招集する。
２　委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
４　会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
５　委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
６　会議は、会議を招集する時間的余裕がないとき又は回議により適正な審査を行うことができると委員長が特に認めるときは、委員全員の回議によりこれに代えることができる。

（掲載料の納付）

第１２条　広告主は、広告の掲載料を、町長の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第１３条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
２　広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し等）

第１４条　町長は、次の場合は、掲載決定を取り消し又は停止することができる。
（１）広告媒体の編集又は発行上支障がある場合
（２）町長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
（３）事業活動の停止に伴い池田町有料広告掲載停止申請書（別記様式第４号）が提

出された場合
（４）町長が指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合
（５）広告主が、公序良俗に反する行為をした場合
（６）広告（第３条第２号の広告媒体にあっては、当該広告から直接に接続することができるホームページの内容を含む。）の内容が、第５条第１項各号及び広告掲載基準に該当するものであることが判明した場合
（７）その他広告主又は広告の内容が不適当であると町長が認めた場合
２　前項第３号による申請に関し、ごみ分別ガイドは一切の停止を不可とし、町広報紙は印刷未発注の号数分のみ停止申請できるものとする。決定内容の通知は池田町有料広告掲載停止申請に係る決定通知書（別記様式第５号）により通知するものとする。
３　第１項第４号から第７号までの規定により掲載決定を取り消した場合において、すでに広告が町公式ホームページに掲載されているときは、町長は、当該広告の掲載を中止するものとする。
４　第１項第２号及び第５号から第７号までの規定より掲載決定を取り消した場合及び広告主の責に帰する理由により広告を掲載できなかったとき、既に納付された掲載料は還付しないものとする。

（申請者情報の変更届）
第１５条　掲載許可決定通知を受けた申請内容から住所、氏名、代表者職氏名に変更が生じた場合は、池田町有料広告掲載申込者情報変更届（別記様式第３号）を速やかに提出するものとする。

（掲載料の精算）
第１６条　第１４条第４項の規定に該当しない掲載の取り消し又は停止がある場合は速やかに掲載料の精算を行い、追加徴収または払い戻しするものとする。

（補則）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に要領で定める。

附　則
（施行日）
１　この要綱は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
２　広告の掲載希望者の公募、掲載の申込み、掲載の可否の決定その他広告を掲載するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。この場合において、第１１条第２項中「副町長、総務課長」とあるのは「総務課長」と、「副町長をもって充てる」とあるのは「総務課長をもって充てる」と読み替えるものとする。

附　則
この要綱は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。